

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2
に基づく取引規模の届出の方法について

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に基づく届出の方法は以下のとおりです。

○ 届出の方式

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2第1項の規定に該当する金融機関は、届出の様式に必要事項を記載の上、店頭デリバティブ取引規模届出担当宛に届け出てください。届出に当たっては、可能な限り、電子申請・届出システムのご利用をお願い致します。

なお、以下に掲げる事項に該当することとなった場合には、遅滞なくその旨を店頭デリバティブ取引規模届出担当にご連絡ください。

- ・ 商号変更が行われた場合
- ・ 業務を廃業するなど金商業者等の登録を失効させた場合
- ・ 信託を特定するために必要な事項に変更があった場合

○ 届出先

届出に当たっては、可能な限り、電子申請・届出システムのご利用をお願い致します。なお、郵送の場合は下記宛先に届出をお願い致します。

【届出先】

〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 企画市場局 市場課 店頭デリバティブ取引規模届出担当

【お問い合わせ先】

03-3506-6000(内線 3618)